



# 島根県報

平成27年12月25日（金）

第2,763号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	（管 財 課）	2
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（情 報 政 策 課）	2

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	3
農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（2件）	（水 産 課）	3
指定漁船調書の縦覧	（ ” ）	4

### 【公 告】

本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6

### 【特定調達公告】

島根県原子力防災物資（食料）の調達に係る一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	6
-------------------------------	------------	---

**公布された条例等のあらまし**

## ◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第63号）

## 1 規則の概要

- (1) 公有財産現況報告書の提出期限を改めることとした。（第58条関係）
- (2) 公有財産の異動報告の期限を定めることとした。（第59条関係）

## 2 施行期日

平成28年2月1日から施行することとした。

## ◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第64号）

## 1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）

## 2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

**規 則**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第63号**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第58条中「5月15日」を「4月20日」に改める。

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項の報告は、同項各号に掲げる場合に該当することとなった日から起算して1月以内（同項各号に掲げる場合に該当することとなった日が3月16日から同月31日までの間にあっては、翌月15日まで）に行うものとする。

**附 則**

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第64号**

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第822号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
波里 瑤子	外科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成27年11月30日
光原 崇文	脳神経外科	島根県立中央病院	出雲市姫原町四丁目1-1	平成27年11月30日
日高 敏和	脳神経外科	島根県立中央病院	出雲市姫原町四丁目1-1	平成27年11月30日

### 島根県告示第823号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市松川町上河戸151-1外24筆
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市都治町1798-1外2筆

#### 2 認可年月日

平成27年12月25日

### 島根県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村土地改良区の定款変更を平成27年12月17日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県告示第825号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島

根県告示第794号による保険に付すべき義務は、平成27年12月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市加入区

---

#### 島根県告示第826号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第795号による保険に付すべき義務は、平成27年12月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖東部加入区

---

#### 島根県告示第827号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町片匂307 山本千代則

〃 手結1671-7 高橋 幸丸

〃 古浦601-17 川上 清忠

##### (2) 加入区

恵曇加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

##### (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

---

## 公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）につい

て、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	550
消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	3
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	3,562
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	883
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業訓練指導員の免許の申請等又は技能検定の合格証書の再交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務	2
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	5
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	242
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	31
地方税法（昭和25年法律第226号）、島根県税条例（昭和51年島根県条例第10号）又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）若しくは旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定による県民税等の賦課徴収に際しての納税義務者等の生存の事実等の確認に関する事務	10,732
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	38
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	50
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	328
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	1
島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の規定による家賃、入居者駐車場の使用料等の請求若しくは徴収又は敷金の還付に関する入居者等の生存の事実等の確認に関する事務	1

2 本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	利用件数
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に係る事実についての審査等に関する事務	1
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の	100

生存の事実等の確認に関する事務
-----------------

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市下坂田町字古川1022番4、1021番3の一部

面積 297.75平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市東出雲町揖屋1212番地1 J・シャモニー・フォレストA102号

滝 章

安来市下坂田町1022番地1

滝 勉

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県原子力防災物資（食料）の購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1 出雲空港管理事務所内他

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「11 警察・消防用品」中分類「2 消防保安用品」）に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の場所において資格審査の申請を行うこと。

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

T E L 0852-22-5342

- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札説明書の交付

##### ア 交付期間

平成27年12月25日から平成28年1月22日まで（交付時間は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

##### イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課避難対策室

電話0852-22-6058 F A X 0852-22-5930

#### (2) 入札説明会

実施しない。

#### (3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### ア 提出方法

持参又は郵送

##### イ 提出期限

平成28年1月27日 午後5時

##### ウ 提出場所

(1)イの場所

#### (4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

##### ア 提出方法

持参又は郵送

##### イ 提出期限

平成28年2月4日 午後1時30分（ただし、郵送の場合は、平成28年2月3日午後5時までに到着していること。）

##### ウ 提出場所

平成28年2月4日午後1時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

#### (5) 開札

## ア 日時

平成28年2月4日 午後1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎屋上階701会議室

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Shimane Prefecture's Purchase of Nuclear Disaster Prevention Goods (Food) 1 set

(2) Deadline for delivery of goods : March 31st, 2016

(3) Contact information for inquiries : Shimane Prefecture Department of Disaster Prevention Nuclear Power Safety Policy Division Evacuation Policy Office 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501  
TEL : 0852-22-6058 FAX : 0852-22-5930

(4) Deadline for submitting form of tender : February 4th, 2016 1 : 30 p.m. (However, in the case of sending the form by mail it must arrive by February 3rd, 2016 by 5 p.m.)